

政令第 号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十一年法律第一百号）第八十三条の五第一項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第一百二十二条の二、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十二条の六第一項及び第二十三条、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第三十四条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第一条 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

- 九 生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 一万六千八百円
- 十 消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 五万六千九百円

（船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正）

第二条 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令

第一条の見出し中「登録検査機関」を「登録生存講習機関等」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「第八十三条の五第一項（法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第十七条の二第二項第一号、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」

の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録海技免状更新講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十一まで、第十七条の十三第一項並びに第十七条の十四の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「登録海技免状更新講習を」の下に「行う者」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録海技免状更新講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録海技免状更新講習の実施に関する事務
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録海技免状更新講習の実施に関する事務

第三条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十六」に改め、同項の前に次のように加える。

条の十の項、第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第三号の項、第十七条の十五第一号の項及び第十七条の十五第五号の項を削る。

第四条の表第十七条の二第二項第一号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号の項中「実施」の下に「に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「の養成」の下に「に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十の項中「及び第十七条の十」を削り、「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「養成を」の下に「行う者」を加え、同表中第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項の項を削り、第十七条の二第三項第三号の項の次に次のように加える。

第十七条の二第三項第四号

登録海技免許講習事務

登録船舶職員養成施設における船舶職員の

養成に関する事務

第四条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十八」に改め、同表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項及び第十七条の六第一項の項を削り、同表第十七条の十の項を次のように改める。

第十七条の十

登録海技免許講習を

登録船舶職員養成施設における船舶職員の
養成を

第四条の表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七
七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次
に次のように加える。

第十七条の九

登録海技免許講習が第十七

条の二第一項の規定

登録操縦免許証更新講習又は登録操縦免
許証更新講習を行う者が第二十三条の三

同項の規定	第一項各号に掲げる要件のいずれか 当該要件
-------	--------------------------

第十一条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同表第二十三条の三十第一項の項中「前条の規定」を「前条」に改め、「の規定及び第二十三条の三十四において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定」を削り、同表第二十三条の三十一第二項の項中「第二十三条の二十三」を「前条及び第二十三条の三十三」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の八第一項の項の次に次のように加える。

第十七条の九	
登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	
登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習又は登録小型船舶教習実施機関が第二十三条の三十第一項各号に掲げる要件のいずれか	

同項の規定

当該要件

第十条の表第十七条の十一第一号の項中「又は第三号」を削り、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条の表中第十七条の四及び第十七条の九の項を削り、第十七条の六（見出しを含む。）の項の次に次のように加える。

第十七条の九

第十七条の二第一項

第二十三条の二十六第一項

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間）

第六条 法第二十二条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（登録漁ろう操船講習機関等に関する読み替え）

第七条 法第二十三条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第十七条の五

第十七条の二第三項第一号

第二十二条の五第三項第二号から第四号

				から第五号まで	まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録漁ろう操船講習事務規程			
第十七条の九	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定	登録漁ろう操船講習機関が第二十二条の五第一項各号に掲げる要件のいずれか			
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	当該要件			
第十七条の十一第一号	第十二条の四				
第十七条の二第一項第一号	第二十二条の五第二項第一号				

別表第一中「第十三条」を「第十五条」に改める。

別表第二中「第十二条」を「第十四条」に改める。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者

法の規定の技術的読み替え等に関する政令の一部改正)

第四条 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読み替え等に関する政令（平成十五年政令第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十七条の二第一項の項、第十七条の二第二項の項及び第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録電子通信移行講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の六第一項、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項の項を削り、同表第七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「登録電子通信移行講習を」の下に「行う者」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第

十七条の十三第一項の項及び第十七条の三第二項の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録電子通信移行講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録電子通信移行講習の実施に関する事務

第一条の表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項、第十七条の六第一項の項及び第七条の十の項を削り、同表第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号の項中「一部改正法」を「船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律」に改め、同表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第一号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第五条 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書若しくは漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一百四十三条第九号中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

附 則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が行う生存講習又は消火講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定める等船員法関係手数料令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。